

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 農林整備課

許認可等の内容		保安施設地区における立木の伐採の許可
根拠法令等及び条項		森林法第44条の規定により準用される第34条第1項
標準 処理 期間	根拠条項	森林法施行令第4条の2第5項
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	30日(択伐：申請書の提出から30日、皆伐：許容限度公表期間の満了の日から30日)(法令の定める申請に係る期間を標準処理期間とする。)
審査 基準	根拠条項	森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係に係る処理基準について (平成12年4月27日付け林野治第790号農林水産事務次官通知)第4及び第8の2 保安林及び保安施設地区の指定、解除等について(昭和45年6月2日付け45林野治第921林野庁長官通知)第4
	参考事項	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	【基準】(法令による定めのみ記載) 森林法抜粋 (保安林における制限) 第34条 保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合 (2) 次条第1項に規定する択伐による立木の伐採をする場合 (3) 第34条の3第1項に規定する間伐のための立木の伐採をする場合 (4) 第39条の4第1項の規定により地域森林計画に定められている森林施業の方法及び時期に関する事項に従って立木の伐採をする場合 (5) 森林所有者等が第49条第1項の許可を受けて伐採する場合 (6) 第188条第3項の規定に基づいて伐採する場合 (7) 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合 (8) 除伐する場合 (9) その他農林水産省令で定める場合 2 略 3 都道府県知事は、第1項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採	

の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請（当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるときは、これらの申請のすべて）につき同項の許可をすとしてもこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、これを許可しなければならない。

- 4 都道府県知事は、第1項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請（当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるときは、これらの申請のすべて）につき同項の許可をすすればこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとなるが、その一部について同項の許可をすすれば当該伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、政令で定める基準に従い、当該伐採の限度まで、その申請に係る伐採の面積又は数量を縮減して、これを許可しなければならない。

（保安林に関する規定の準用）

第44条 保安施設地区の指定については、第29条、第30条、第31条、第32条第1項から第4項まで、第33条第1項から第5項まで及び第39条の規定を、保安施設地区に係る指定施業要件の変更については、第29条、第30条、第32条第1項から第4項まで及び第33条第1項から第5項までの規定（農林水産大臣による保安林の指定に関する部分に限る。）並びに第33条の2第1項の規定（農林水産大臣による保安林の指定施業要件の変更に関する部分に限る。）を、保安施設地区に係る指定施業要件の変更の申請については、第27条第2項及び第3項、第28条並びに33条の2第2項の規定（農林水産大臣に対する申請に関する部分に限る。）を、保安施設地区の指定の解除については、第33条第1項から第3項までの規定を、保安施設地区における制限については、第34条から第34条の3までの規定を準用する。ただし、保安施設地区の指定に係る森林が保安林である場合には第31条、第34条から第34条の3までの規定、災害を復旧するため緊急に保安施設事業を行う必要がある場合には第32条第4項の規定は、準用しない。